

【継】白井市障害者計画策定業務委託プロポーザル実施要領

第1 趣旨

この要領は、【継】白井市障害者計画策定業務委託の契約の相手方の選定にあたり、事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者（以下「受注予定者」という。）を特定するものとする。

第2 委託業務名

【継】白井市障害者計画策定業務委託

第3 委託業務場所

白井市復1123 白井市保健福祉センター

第4 業務内容

別紙「【継】白井市障害者計画策定業務委託仕様書」に記載しているとおり。

第5 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月25日までとする。

第6 提案限度額

7,051,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内、令和6年度分：3,454,000円 令和7年度分：3,597,000円）

提案の内容に関わらず、年度単位での限度額を超える提案は受け付けない。

第7 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する、又は白井市財務規則（平成5年規則第3号）第139条第2項各号に規定する担保を提供すること。

ただし、同条第4項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

第8 支払特約

前払い金 無 出来高払い 有 1回 支払回数2回

第9 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 白井市競争入札参加者適格者名簿（委託）の大分類「調査・計画」、中分類「健康・福祉計画」に登録している者
- (2) 千葉県内又は東京都内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者
- (3) 過去5カ年度（平成30年度～令和4年度まで）に千葉県又は東京都における本市と同程度の規模（概ね人口20万人以下）を有する市が発注した障害者計画に係る調査・策定支援業務を完了した実績を有する者

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）
- (5) 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (6) 白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は取引停止処分を受けてから2年間を経過している者及び本要領の公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者

第10 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・本実施要領
- ・【継】白井市障害者計画策定業務委託仕様書
- ・【継】白井市障害者計画策定業務委託様式集

(2) 交付方法

白井市ホームページからダウンロードすること。

《URL》<https://www.city.shiroi.chiba.jp/sangyo/nyusatsu/index.html>

第11 実施スケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	令和6年4月8日（月）	
参加申込書提出期限	令和6年4月26日（金）午後5時まで	様式1及び添付書類
参加資格確認結果通知書送付予定日	令和6年5月2日（木）	様式2
質問書受付期間	参加資格確認結果通知を受けた日から令和6年5月9日（木）午後5時まで	様式4
回答予定日	令和6年5月13日（月）午後5時まで	白井市ホームページに掲載
提案書等提出期間 （第1次審査分）	令和6年5月14日（火）～ 令和6年5月16日（木）午後5時まで	様式5及び添付書類
第1次審査結果通知書	令和6年5月23日（木）	様式6

送付予定日		
提案書等提出期間 (第2次審査分)	令和6年5月30日(木)～ 令和6年7月11日(木)午後5時まで	様式7及び添付書類 (様式12・13)
プレゼンテーション 実施予定日	令和6年7月18日(木)	実施時間等は別途連絡
結果通知書送付予定 日	令和6年7月24日(水)	様式8
受注予定者との協議 (予定)	令和6年7月29日(月)～ 令和6年8月1日(木)まで	
見積書提出(予定)	令和6年8月6日(火)	様式12・13
契約締結(予定)	令和6年8月15日(木)	

第12 説明会

本業務及びプロポーザルに関する説明会は開催しない。

第13 参加申し込み

1 提出書類

- (1) 参加申込書(様式1) 1部
- (2) 第9(3)に定める契約実績を確認できる契約書等の写し 1部
- (3) 会社概要(任意書式) 12部(正本1部・副本11部)

※会社概要のわかる冊子でも可とする。

2 受付期間

令和6年4月8日(月)から同年4月26日(金)午後5時まで(郵送等の場合は必着)

3 提出先

〒270-1492 千葉県白井市復1123
白井市役所 福祉部 障害福祉課 給付係

4 提出方法

持参又は郵送等にて提出すること。

※郵送等の場合には、信書の送付に適し、かつ配達記録が残る方法によること。

第14 参加資格確認の通知

参加申込書の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を電話連絡及び参加資格確認結果通知書(様式2)により通知する。

また、参加資格が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して通知する。

参加資格確認結果通知書は、令和6年5月2日(木)までに発送する。

参加資格確認結果通知書により参加が認められなかったことについて異議がある

者は、参加資格確認結果通知書を受理した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

第15 質問及び回答

業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和6年5月9日（木）午後5時までに質問書（様式4）をメール又はFAXにて障害福祉課へ提出し、電話により提出したことを連絡すること。

質問についての回答は、令和6年5月13日（月）午後5時までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

第16 参加辞退

提案者として認定されてから、第2次審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはない。

第17 評価方法及び評価基準

1 評価方法

第1次審査（業務実績等による客観評価）及び第2次審査（プロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価）によって行う。

2 評価基準

別表のとおり

第18 提案方法及び提出部数

1 第1次審査

実施体制・実績を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を上位3者選定する。

(1) 提出書類

- ・提案書等提出届（第1次審査分）（様式5） 1部
- ・業務実施体制票（様式10） 12部（正本1部、副本11部）
- ・業務実績票（様式11） 12部（正本1部、副本11部）

(2) 受付期間

令和6年5月14日（火）から同月16日（木）午後5時まで（郵送等の場合は必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送等にて提出すること。

※持参の場合には、障害福祉課に連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送等の場合には、信書の送付に適し、かつ配達記録が残る方法によること。

(4) 結果の通知

第1次審査通過者には、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式6）及びプロポーザル第2次審査についての通知を送付する。

※第1次審査の結果に異議がある者は、第1次審査結果通知書を受理した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

2 第2次審査

(1) 提出書類

- ・提案書等提出届（第2次審査分）（様式7）
- ・提案書（A4任意様式）
- ・見積書（様式12）
- ・見積金額内訳書（様式13）

※年度ごとに別様とすること。

(2) 受付期間

令和6年5月30日（木）から令和6年7月11日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送等にて提出すること。

※持参の場合には、障害福祉課に連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送等の場合には、信書の送付に適し、かつ配達記録が残る方法によること。

(4) 結果の通知

プロポーザル第2次審査結果通知書（様式8）により、受注予定者名と点数、次点者名及び自己の点数を通知する。

※第2次審査の結果に異議がある者は、第2次審査結果通知書を受理した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

第19 結果の公表

- 1 受注予定者については白井市ホームページ内に掲載する。
- 2 受注予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき対応する。

第20 契約の締結

- 1 市は受注予定者と業務の詳細等を協議の上、見積書を徴取し契約を締結する。
- 2 受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、又は受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。
なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。
- 3 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。

ただし、協議の結果、設計、仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

第21 その他の留意事項

- 1 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
- 2 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- 3 提出された資料は、返却しない。
- 4 市は提出された提案書類について、受注予定者の特定以外に提案者に無断で使用しないこととする。
- 5 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- 6 プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない情があるときは、プロポーザルを延期又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- 7 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜、市が判断するものとする。
- 8 第2次審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の定める基準を超えない場合、受注予定者とししない。
- 9 市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいるため、受注者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本事業を行うにあたっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めることとする。

第22 提出及び問合せ先（担当課）

本要領で定める提出物の提出及び質問等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

【問合せ先】

〒270-1492 千葉県白井市復1123

白井市役所 福祉部 障害福祉課

担当 工藤・秋濱

電話：047-492-1111内線5334

FAX：047-492-3033

E-mail：syougaifukushi@city.shiroi.chiba.jp

別 表

1 第1次審査（書類調査）			
評価項目	評価の視点	配点	備考
実施体制	・ 統括責任者又は担当主任に同種業務における実績があるか。	15	
業務実績	・ 過去5年間に同一又は障害福祉計画・障害児福祉計画の実績及びその件数並びに類似業務実績	15	
2 第2次審査(プレゼンテーション)			
評価項目	評価の視点	配点	備考
業務に対する考え方	・ 市の方針を踏まえた上で、本業務の目的を十分に理解し、関係法令や他の計画にも整合した内容の提案となっているか	15×6	
白井市に対する取組	・ 国の動向や市の現状、課題を的確に分析することが可能な調査等実施することが期待できるか ・ 的確な将来予測に向けた支援が期待できるか ・ 市民参加に係る支援において、有効な手段が期待できるか ・ 市に適した計画の策定に向けた支援が期待できるか	30×6	
独自提案等	・ 設計書・仕様書等に定めるもの以外に、市の特性に即した有効な提案等があるか	25×6	
実施手順	・ 業務遂行に十分な実施体制となっているか ・ 作業工程等が具体的に設定され、その工程は合理的で実施可能なものか	15×6	
プレゼンテーション	・ 業務に取り組む意欲、積極性が感じられ、根拠や知識の裏付けによる説得力があるか ・ コミュニケーション能力が高く、分かりやすい説明や質疑に対する的確な回答など、明確な対応ができるか	15×6	
見積額	・ 価格設定は妥当であるか	300	比例配分
3 見積額評価の算定式 a. 提案上限額の範囲内の金額を提示した者 $300\text{点} \times (\text{最低金額} \div \text{その者の提示した金額}) = \text{その者の点数}$ b. 提案上限額よりも高い金額を提示した者は失格とする。			
4 合計点 第1次審査 30点 第2次審査 600点（100点×6名）＋300点（見積額） 合計（満点） 930点			
5 受注予定者等の特定 ・ 第1次審査及び第2次審査の合計得点が最も高いものを受注予定者とし、第2位の者を次点者とする。なお、合計得点が同点の者が2者以上いるときは、見積額を除く第2次審査の点数の高い者を優先とする。 ・ 合計得点が最も高い者であっても、合計得点が500点に満たない者は受注予定者としてしない。			